法　規　的　告　示

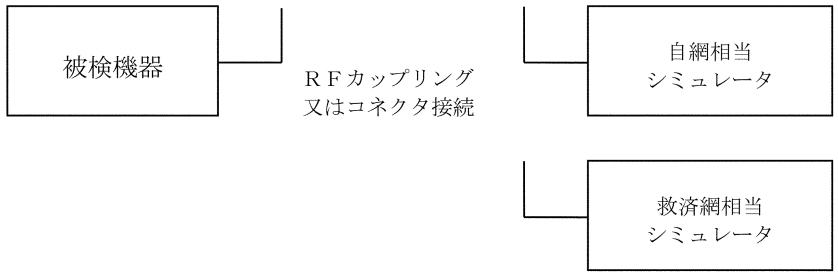
○総務省告示第百七十四号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年五月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
別表第七号　無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 ［一～十二　略］ 十三　非常時事業者間ローミング機能 1　自動接続 ㈠　測定用機器は、次のとおりとする。 (1)　自網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する自網をいう。以下同じ。）相当のＬＴＥ設備用シミュレータ（以下「自網相当シミュレータ」という。） (2)　救済網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する救済網をいう。以下同じ。）相当のＬＴＥ設備用シミュレータ（以下「救済網相当シミュレータ」という。） ㈡　測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。  ㈢　測定手順は、以下のとおりとする。 (1)　自網相当シミュレータから自網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出し、救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。 (2)　被検機器が自網相当シミュレータに接続することを確認する。 (3)　自網相当シミュレータからの信号の送出を停止する。 (4)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。 (5)　救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。 (6)　被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。	**別表第七号**　無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 ［一～十二　同左］ ［新設］